

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 1 項の規定により、令和 4 年札幌市告示第 233 号で要措置区域に指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について指定を解除する。

指定を解除する区域の範囲を表示した図面及び地番等は、札幌市環境局環境都市推進部環境対策課に備え置き、一般の閲覧に供する。

令和 7 年（2025 年）9 月 22 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 指定を解除する区域の所在地

札幌市白石区栄通 10 丁目 138 番、139 番 1、139 番 2 の一部

2 特定有害物質

- (1) 法施行規則第 31 条第 1 項（土壤溶出量）の基準に適合していない特定有害物質

テトラクロロエチレン

- (2) 法施行規則第 31 条第 2 項（土壤含有量）の基準に適合していない特定有害物質

なし

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（原位置浄化）